

七番 小林 治晴でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております建設企業委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第一号 平成二十四年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第八款土木費、第一項土木管理費について申し上げます。

現在、戸隠、鬼無里、信州新町の各地区において、地籍調査事業を実施しておりますが、平成二十二年度末の進捗率は、二十パーセントにも達しておらず、調査が進んでいないのが実情であります。

そこで、より多くの予算措置と職員配置を行い、着実に事業を推進していくよう要望いたしました。併せて、未登記市道の解消についても、計画的に取り組んでいくよう要望いたしました。

次に、第四項都市計画費について三点申し上げます。

一点目は、長野駅善光寺口駅前広場整備についてであります。

市では、平成二十七年の新幹線金沢延伸を見据え、本年一月、仏都長野にふさわしい駅前広場のデザインを含めた整備計画を決定いたしました。

決定した整備計画には、ながの東急側の大通りを横断するペDESTリアンデッキは、予定されておりません。横断者が最も多い場所にデッキを整備することにより、信号に左右されず大通りを渡ることができただけでなく、車もスムーズに流れるといった効果が期待されます。

今後は、この整備計画に沿って事業が進められますが、歩行者数の増加など周辺環境に変化が生じた場合には、デッキの整備について再検討するよう要望いたしました。

二点目は、南長野運動公園総合球技場の再整備についてであります。

市では、A C長野パルセイロのホームスタジアムである南長野運動公園総合球技場について、新年度からリーグ基準を満たす改修に向けた全体計画の検討を始めるのとこのこととあります。

ついでには、チームの将来を見据え、スポーツ宣言都市、そしてオリンピック開催都市にふさわしい改修計画となるよう要望いたしました。

三点目は、公園の遊具についてであります。

市では毎年、公園遊具の安全点検を行っており、異常が見付かったものについては、修繕や撤去・更新するなど、安全性と利便性の確保に取り組んでおりますが、使用禁止のままになっている遊具も見受けられます。

そこで、使用禁止のままとなっている遊具については、しっかりと予算を確保し、速やかに修繕や撤去・更新するよう要望いたしました。

次に、第五項土地区画整理費について申し上げます。

長野駅周辺第二土地区画整理事業は、開始以来二十年目を迎え、今年度末で事業費ベースの進捗率が八十四パーセントを超え、事業終盤に入ってきております。

市では、これまで平成二十八年年度の事業完了を目指して取り組んできましたが、移転が必要な建物がまだ多く残っており、今後も今までと同額の事業費を確保して整備を進めたとしても、二年程度の事業延長が必要になってくることでもあります。

相手がある事業なので、事業延長はやむを得ない面もありますが、多くの住民は、一日も早い事業完了を望んでおりますので、引き続き、全力で取り組んでいくよう要望いたしました。

次に、第六項住宅費について申し上げます。

市では、長野市耐震改修促進計画に基づき、一般住宅における耐震化率を平成二十七年年度末までに九十八パーセントとする目標を掲げ、取り組んでおりますが、現在の耐震化率は七十二パーセントにとどまっており、目標を達成するには、今後一万七千戸の耐震改修が必要になります。

そこで、市の支援策である無料耐震診断や耐震補強工事補助事業について、更なる周知を図り、より一層、耐震化を促進していくよう要望いたしました。

次に、議案第十三号 平成二十四年度長野市水道事業会計予算について申し上げます。市では、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の各地区の簡易水道事業について、平成二十八年年度の上水道事業への統合を目指しております。多くの簡易水道施設は、配水管を初めとして設備の老朽化が著しく、それらの更新には多額の費用が必要となります。そこで、国の補助金を積極的に活用し、設備更新を効率的に進めた上で、上水道事業に統合していくよう要望いたしました。

次に、建設部の所管事項について、二点申し上げます。

一点目は、浸水被害の解消についてであります。

市内には、局地的な集中豪雨がいった際、頻繁に浸水被害が発生する箇所があり、その地域の住民は、不安を感じながら生活しております。

市では、被害の解消に向け、雨水きよや雨水調整池の整備など、総合的な治水対策に取り組んでおりますが、その内容や全体計画などは余り知られておりません。

このような情報が広く住民に伝わることで、住民の不安はある程度解消されると思わ

れますので、より積極的に治水対策に関する情報提供に努められるよう要望いたしました。

二点目は、生活道路などの小規模工事についてであります。

市では、生活道路などの維持補修を初めとする請負金額が五十万円未満の小規模工事は、設計付き見積りによる随意契約によって担当課が直接業者に発注しております。

小規模工事は、地域からの要望など速やかな対応が求められる場合、入札などの事務手続が不要で、迅速な対応が可能ですが、対象金額が五十万円以内であるため、施工できる工事の規模が限られてしまいます。

そこで、小規模工事の対象金額の引上げについて、関係部局と早急に協議するよう要望いたしました。

次に、上下水道局の所管事項について申し上げます。

現在、市南部の篠ノ井、川中島、更北、そして信更の一部地区においては、長野県営水道から水道水が供給されておりますが、これらの地域では、市営水道と料金体系が異なるなど、市営水道の地域との間で行政サービスに差が生じております。

こうした中、長野県企業局では、県営水道事業を地元の自治体に移管する方向で検討を行っていると聞いております。

そこで、早期の移管が実現するよう、引き続き、県に積極的に働き掛けていくよう要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

請願第七号 県に対し、住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書を提出することを求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「制度を実施している他県では、大きな経済波及効果があるので、内需拡大に向け大事な制度である。県で使い勝手の良いものができれば、県全体の効果につながる。県全体の活性化を考えれば、県に率先してやってもらいたい。来年度で市の制度がなくなってしまうかもしれない。県がやってくれば、市民にとっても良いことである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「県では、来年度から新たな住宅リフォームの補助事業を行うようだが、現在市が行っている補助事業は、他の補助金と重複して補助できないとのことである。県で新たな制度が始まることを踏まえて、その成り行きを見守ることが得策であるので、今回この請願は不採択とすべきである。」との意見が出されました。

さらに、継続審査とすべきものとして、「市では昨年制度が始まり、新年度も予算を計上して取り組む状況である。制度が定着し、使う人もより多くなれば、市の補助金を引き上げればよい。もう少し様子を見るため、一旦二回は継続審査とすべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、同じく賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。